

火災発生時の危機管理マニュアル

朝霞市立朝霞第八小学校



火災発見者

- ☆火災報知器を鳴らす。
- ☆職員室へ通報する。

火災報知器発報

- ☆職員室にいる職員は、火災受信機（職員室後ろ）で発報場所を確認する。

119番通報

火災です。
朝霞市立朝霞第八小学校の
〇〇です。
□階△△で火災が発生しました。
(けが人が〇人います。)
緊急出動を願います。
住所は朝霞市栄町5-1-41
電話番号は465-8381
です。

校長・教頭

- ☆避難経路・避難場所の決定
- ☆緊急放送による避難指示
- ☆全職員への行動指示

(校長・教頭不在時は職員室にいる教職員)

緊急放送、緊急放送、□階△△で火災が発生しました。
先生方、マニュアル通りの行動を願います。
児童は先生の指示に従い、緊急避難しなさい。

全職員による対応

※ 児童の安全を最優先にした
最善の対処をする。

本部 (校長・教頭・安全主任)	通報連絡班 (川村・越後教頭)	避難誘導班 (学年主任・各担任等)	消火班	救護班 (養護教諭等)	書類搬出班 (事務職員)
<ul style="list-style-type: none"> ・陣頭指揮 ・職員への連絡・調整 ・避難児童数確認 ・消防、報道機関等への対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係機関への連絡 (教育委員会 463-2884) ・全保護者への連絡(火災の概要 下校方法等) 等 	<ul style="list-style-type: none"> ・延焼防止措置(窓を閉め、カーテンをたたむ) ・避難路の安全確認 ・避難誘導 ・残留者の確認 ・児童の人数確認の上、本部への報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・現場に直行、初期消火 ・防火壁シャッターの操作 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急救護所設置 ・応急手当 ・救急車要請(願) ・救急車両の進入路確保 ・医療機関との連携等 ・校長への連絡等 	<ul style="list-style-type: none"> ・重要書類の持ち出し及び保全